

法の実現における国家の役割

—近時の潮流

片山 達

法を強制的に実現する力をもつのは主権国家である。国際法上認められている国家管轄権には複数の原理があるので、一つの事象に複数の国家の管轄権が競合することは避けられない。経済活動が国境を超えるにつれて、管轄権の競合が現実の問題となる。米国は、1970年代より、独占禁止法など経済規制法を積極的に域外適用した。ある国家が他の地域の行為に対して国内法を域外適用すると、当該地域を管轄する国の法制度と衝突する。法の理念が国によって異なると、管轄権の競合は理念の衝突をもたらす。米国の独占禁止法の域外適用に対して、欧州諸国が反発して立法で対抗した時期がある。経済活動のグローバル化がさらに進展すると、次第に国際社会は法の理念を共有する。村上政博「競争法の国際的な執行」によると、1980年代より競争法の実体法上のルールが収斂し、その地理的適用範囲を画する原則も効果主義に収斂しつつある。その結果、主要先進国に共通する経済活動のルールとして競争法を国際的に執行していく体制の整備が進んでいる。

本企画では、法の実現について主権国家が果たす役割に焦点をあて、各分野における最新のトピックを専門家に報告していただいた。

1 法の理念と管轄権

国際社会は、重大な犯罪的行為は世界中のどこで起こっても許されない、という理念を共有する。しかし、そのような行為は、武力紛争に伴って発生する。政府自身が犯罪に関わる場合や、犯罪地で法執行の機能が弱い場合には、法が執行されないまま放置される。洪恵子「国際社会の処罰権と主権国家の役割」は、国際社会の処罰権が実定法の概念として発展する経緯、この処罰権を行使するために設置された超国家的機関としての国

際刑事裁判所の役割、その限界を示している。

OECDや国連の条約によって外国公務員贈賄防止に取り組む枠組みができつつある。この分野は必然的に国家刑罰権の競合が生じる分野であるが、競合をどのように調整するか、コンセンサスがある訳ではない。高山佳奈子「腐敗防止に関する管轄権の競合と二重処罰の危険」は、国家刑罰権の競合によって生じる問題点を分析し、管轄権を調整する原理を提示される。

包括的な強制執行である倒産処理は国家権力の行使という側面を有する。福岡真之介「倒産処理における国家の競合と協調」は、国際倒産処理の現場において法の理念が競合する事例を紹介している。リーマンブラザーズの倒産処理では、同一の法体系に属し国際社会において理念を共有していると見られる英米の間ですら債権者保護に関する考え方が衝突する側面があった。

2 国家間の協調による法の実現

国家は、法を定立し、法に事実をあてはめ、強制的手段によって法を実現する。しかし、外国の領域内で執行管轄権を行使することは、相手国の同意がなければできない。具体的には、国内法を外国に所在する人または物に適用する立法管轄権があっても、当局が外国にある事業所に立入り検査し、または外国にいる役職員の身柄を拘束することはできない。国際社会は、このような執行管轄権の限界を克服するため、国家間で協力する仕組みを進展させてきた。例えば、民事、刑事手続では司法共助のネットワークがあり、外国に書類を送達し、外国にある証拠を収集するため、当該外国の協力をあおぐことができる。

租税法の分野は、伝統的に、二国間条約により租税当局間で租税執行を協調する仕組みが存在し

た。伝統的な枠組みに飽き足らない米国は、2010年外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）を制定し、一方的に米国納税者の国外資産を把握しようとした。これに対して、日本を含む外国の政府や金融機関が反発したが、その後の交渉の過程で、FATCAをベースとした多国間の情報交換の枠組みを構築する動きとなっている（田中良「租税執行における情報交換——FATCAを契機とした新たな構想」）。管轄権の競合を克服する過程で、租税当局間の協調に転じた事例といえる。

村上掲揚によると、1980年代以降の動きとして、競争法の執行について、二国間協定によって競争当局間が協力する仕組みが発展してきた。証券取引の分野でもクロスボーダー取引が増加し、インサイダー取引や相場操縦などの不正取引がグローバル化している。証券当局間で不正取引の調査を協力しようという体制ができたのは、租税法や競争法と比べると新しい事象である。長谷川紘之「クロスボーダーの不正取引に対する当局間の国際協調」は、このような協調体制が急ピッチで整備されている現状およびその課題、さらに証券取引等監視委員会による国際的執行の実例を紹介する。福岡掲揚は国際倒産処理における協調の仕組みを紹介する。前述のように、リーマンブラザーズの倒産処理では、英米の理念が衝突する一面もあったが、「プロトコール」という任意の方式で裁判所や管財人が情報を共有しながら倒産処理を進めている。

3 国家に対していかに法を実現するか

国家は資本市場で国外の投資家から資金を調達する。資金調達の市場が成立するのは、投資家が資金を回収できると期待できるからである。しかし、国際社会に国家の債務を強制執行で取り立てる仕組みは存在しない。強制執行によらずに資金を回収できるという期待はなぜ成り立つのだろうか。国際金融法の泰斗であるフィリップ・ウッド「主権国家の破綻処理とギリシャの教訓」は、ギリシャ共和国の債務整理を実例として、破産法なき破産処理のメカニズムを紹介している。

国家間紛争解決制度（ISDS）が注目を集めている。TPPとの関連で、日本が訴訟社会に巻き込まれることを懸念する声が報道されている。主権国家であろうが私人であろうが法に従うのは当然であるし、われわれ日本人が外国との貿易や投資によって利益を受けているのは、国際社会に法の支

配の理念があるからである。国家に対して強制的に法を実現する超国家的な権力が存在しない国際社会で、いかにしてISDSの仲裁判断を実現することができるのか。井口直樹「投資協定・投資仲裁——主権国家を相手方とする仲裁判断を実現するメカニズム」を読めば、明快な回答が用意されている。

4 法の実現における国家の役割

国家は、法をエンフォースする主体、またはエンフォースメントの客体になるほか、訴訟や仲裁など紛争解決手段を整備し、法を実現するフォーラムを提供する役割をもつ。

米国のクラスアクションは、潜在的原告としてのすべてのクラス構成員を拘束する。クラスの認定にあたり原告の住所地を問わないと、米国外の消費者も構成員となる。過去には、日本国内で救済されない日本の消費者の被害を、米国のクラスアクションで救済してもらった事例もあった。安達栄司「クラスアクション判決・和解の地理的範囲」によると、米国型のOpt Out型の制度と外国の手続法的公序と整合しないという理由で、当該外国でその判決の効力を承認しないことが予想される。米国判決を承認しないことが予想される国の潜在的原告（例えば欧州や日本の消費者）をクラスから除外する米国裁判所の実務が報じられている。現状では少額クレームの救済は、被害者の属する国の手続法的公序の制約を受ける。

国際ビジネスにおいて、裁判に頼らない紛争解決手段として仲裁が大きな役割を果たす。アジアでは香港やシンガポールが国際的な紛争処理のフォーラムとして台頭している。これらの国は、紛争解決のハブとなることを国家政策として位置づけている。ピーター・ゴッドウィン＝フローレンス・ジョン「日本における国際仲裁のこれから——香港やシンガポールに続くために」は、国際契約における仲裁地として選定されるよう制度の改良に努める香港やシンガポールの取組みを紹介される。紛争を解決して法を実現するフォーラムを提供することは、国際社会への貢献であろう。日本の仲裁法にも詳しいゴッドウィン氏には、日本に商事仲裁を誘致する処方箋を提示していただいた。

（かたやま・たつ 弁護士）